

銚田市立認定こども園整備基本計画策定業務委託 プロポーザル評価要領（抜粋）

1 評価要領の位置付け

本要領は、「銚田市立認定こども園整備基本計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領」に基づき、本プロポーザルにおける評価方法、評価点の算出方法及び受託候補者等の選定方法を定めるものとする。

2 評価方法及び受託候補者の選定

(1) 客観評価（参考見積金額評価含む）及び業務提案評価を行い、受託候補者1者を選定するとともに、必要に応じて次点候補者1者を選定する。

(2) 客観評価は、本要領に基づき、事務局が参加者及び配置予定管理技術者の実績並びに参考見積金額について評価点を算出する。

参加資格を有する者が3者以下の場合は、一次審査による絞込みを行わず、参加資格を有する全者を二次審査対象者とする。この場合においても、受託候補者の選定に用いる客観評価点は、事務局が算出する。

参加資格を有する者が4者以上の場合は、客観評価による一次審査を行い、原則として客観評価点の上位3者を二次審査対象者とする。事務局は一次審査の選考結果案を作成し、委員会の委員に対し稟議を行うものとし、稟議の完結をもって一次審査結果の確定とする。

なお、3位が同点の場合は、参加者実績と配置予定管理技術者実績の合計80点が高い者を上位とする。この合計も同点の場合は、同点者全員を二次審査対象者とする。この場合、二次審査対象者が3者を超えることがある。

(3) 業務提案評価は、「銚田市立認定こども園整備基本計画策定業務委託候補者選定委員会」（以下「委員会」という。）が業務提案書及びプレゼンテーション、質疑応答により審査を行う。

(4) 各評価の配点は以下のとおりとする。

なお、評価配点の合計は最大720点とし、審査に参加した委員数に応じて変動するものとする。

評価項目	評価配点	備考
客観評価	120点	参考見積金額評価を含む
業務提案評価	600点	60点×委員10名
合 計	720点	

(5) 委員会は、客観評価（参考見積金額評価含む）及び業務提案評価による評価点の合計が最も高い者を受託候補者1者として選定する。次点候補者は、受託候補者を除き、(7)に定める基準を満たす者のうち、評価点の合計が最も高い者1者を選定する。ただし、該当する者がいない場合は、次点候補者を選定しない。

(6) 評価点の合計が同点であった場合は、委員会の合議により順位を決定する。

(7) 業務提案評価の得点が、60点に実際に審査に参加した委員数を乗じて得た満点の60%未満である提案は、客観評価及び業務提案評価の合計点が最も高い者であっても不採用とする。

(8) 二次審査対象者が1者の場合も、審査を実施する。

3 客観評価

(1) 評価項目及び配点の明細

客観評価における評価項目、評価基準及び配点は、次のとおりとする。

評価項目		評価基準	配点
(a) 参加者評価	同種・類似業務実績	平成 28 年 4 月 1 日以降に履行を完了した同種業務又は類似業務を 5 件まで評価する。	40 点
(b) 配置予定管理技術者評価	同種・類似業務実績及び従事上の立場	実績 5 件までについて、業務区分及び従事上の立場を評価する。	40 点
(c) 参考見積金額評価	有効な参考見積額（税込）を評価する。		40 点
(a) ～ (c) 合計			120 点

(a) 参加者評価（様式 3）【40 点】

平成 28 年 4 月 1 日以降に履行を完了した同種業務又は類似業務を 5 件まで評価する。1 件当たりの基礎配点を 8.0 点とし、業務区分係数を乗じて各実績の評価点を算定し、その合計を評価点とする。評価点の上限は 40 点とする。

〔※ 1〕 同種業務

国又は地方公共団体が発注した、認定こども園、保育所又は幼稚園の新築、改築又は統合整備に係る基本計画策定業務で、平成 28 年 4 月 1 日以降に履行を完了したもの。

なお、業務名称が基本計画策定業務でない場合であっても、その業務内容が上記に相当する場合は、提出された仕様書等の内容により個別に判断するものとする。

〔※ 2〕 類似業務

平成 28 年 4 月 1 日以降に履行を完了した、次のいずれかの業務とする。

- ① 発注者を問わず、認定こども園、保育所又は幼稚園の新築、改築又は統合整備に係る基本構想策定業務又は建築設計業務
- ② 国又は地方公共団体以外が発注した、認定こども園、保育所又は幼稚園の新築、改築又は統合整備に係る基本計画策定業務

なお、建築設計業務は基本設計又は実施設計を含む業務とし、工事監理のみの業務は含まない。同一の契約を同種業務及び類似業務として重複して計上することはできない。その他、業務の該当性は、提出された仕様書等の内容により判断する。

I 実績件数と基礎配点

最大件数	基礎配点
5 件	1 件当たり 8.0 点

II 同種業務及び類似業務実績

実績	業務区分係数
同種業務	1.0
類似業務	0.8

※評価点の計算

基礎配点 (A)	業務区分	業務区分係数 (B)	1件当たりの 評価点 (A×B)	上限
8.0 点	同種業務	1.0	8.0 点	40 点
	類似業務	0.8	6.4 点	

(b) 配置予定管理技術者評価（様式4）【40 点】

平成 28 年 4 月 1 日以降に履行を完了した同種業務又は類似業務を 5 件まで評価する。各実績の評価点は、「8.0 点×業務区分係数×従事上の立場の係数」により算定し、その合計を評価点とする。評価点の上限は 40 点とする。

I 実績件数と基礎配点

最大件数	基礎配点
5 件	1 件当たり 8.0 点

II 同種業務及び類似業務実績

実績	業務区分係数
同種業務	1.0
類似業務	0.8

III 従事上の立場

従事上の立場	係数
管理技術者等	1.0
主任担当者等	0.75
担当者等	0.5

※「管理技術者等」は管理技術者又はこれに準ずる立場、「主任担当者等」は主任担当者又はこれに準ずる立場、「担当者等」は担当者又はこれに準ずる立場をいう。従事上の立場は、提出された確認資料に基づき、当該業務における役割及び責任の内容を踏まえて判断する。

※評価点の計算

基礎配点 (A)	業務区分係数 (B)		従事上の立場の係数 (C)		評価点 (A×B×C)	上限
8.0 点	同種	1.0	管理技術者等	1.0	8.0 点×B×C	40 点
			主任担当者等	0.75		
	類似	0.8	担当者等	0.5		

(c) 参考見積金額評価（任意様式）【40 点】

- ① 提出された参考見積金額（税込）について評価する。評価方法は次のとおりとする。

参考見積金額評価点＝40 点×最低有効参考見積額÷当該参加者の参考見積額

- ② 算定結果は、小数第 2 位を切り捨て、小数第 1 位までとする。
- ③ 有効な参加者が 1 者の場合は 40 点とする。
- ④ 提案限度額を超える参考見積は失格とし、評価対象としない。
- ⑤ 参加資格を有する者が 4 者以上で一次審査による書類選考を行った場合は、二次審査対象者のみを対象として参考見積金額評価を再計算する。この場合、参加者実績 40 点及び配置予定管理技術者実績 40 点は一次審査時の得点を引き継ぎ、参考見積金額評価 40 点のみを再計算する。
- ⑥ 再計算の算定結果も、小数第 2 位を切り捨て、小数第 1 位までとする。二次審査対象者が 1 者の場合は 40 点とする。

4 業務提案評価

(1) 評価方法

- ・業務提案書は提案者の名を伏した上で、その内容についてのプレゼンテーション及び質疑応答の結果を含め、本要領に基づいて委員会が評価する。

(2) 評価項目及び配点の明細

業務提案評価における評価項目、評価内容及び配点は、次のとおりとする。

評価項目	評価内容	配点
テーマ 1 本業務の実施方針及び実施体制について	1-1. 本業務の目的及び主要課題を踏まえた取組方針	5 点
	1-2. 管理技術者を中心とした業務遂行体制及び役割分担	5 点
	1-3. 業務工程及び進行管理並びに発注者との協議・意思決定支援の方法	5 点
テーマ 1 合計		15 点

評価項目	評価内容	配点
テーマ2 施設計画及び比較検討について	2-1. 公立幼保連携型認定こども園としての教育・保育環境並びに利用定員・運営条件を踏まえた施設規模及び機能の考え方	10 点
	2-2. 敷地条件、安全、送迎、防災及び防犯を踏まえた施設及び外構等の一体的な配置の考え方	10 点
	2-3. 構造方式、木材利用、環境・省エネルギー性能、概算事業費、50 年間のライフサイクルコスト及び維持管理を踏まえた比較検討の考え方	10 点
	2-4. 複数案の比較評価及び推奨案の導出方法	5 点
テーマ2 合計		35 点
テーマ3 令和12年4月の運営開始を見据えた事業工程について	3-1. 令和12年4月の運営開始を見据え、適正な設計・施工期間を確保した全体工程及び主要な管理時期	5 点
	3-2. 関係手続、工程リスク、先行・並行実施及び後続設計への引継ぎの考え方	5 点
テーマ3 合計		10 点
業務提案に対する委員一人当たりの持ち点		60 点

(3) 5段階評価基準

各委員が5段階評価を行う。5点項目は5・4・3・2・1点、10点項目は10・8・6・4・2点とする。